

氏 名	堀 健 彦
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 126 号
学位授与の日付	平成 11 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 行 動 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	古代・中世日本における領域形成の歴史地理学研究

(主査)

論文調査委員 教授 金田章裕 教授 成田孝三 教授 石原 潤

論 文 内 容 の 要 旨

人間の行動がいかに地域や領域といった空間的なまとまりを形成していったか、地域や領域といった空間的なまとまりによって人間の行動がどのように規定されていたかという問題についての検討は、地理学においても重要なテーマである。本論では、このような態様の生成を、古代中世日本を対象として、領域形成という観点から、歴史地理学的手法を用いて分析するものである。

従来、歴史地理学においては、景観や形態の復元を経由した領域研究が主流であり、領域を直接的に取り扱うという視点は十分でなかった。さらには、文献資料や絵図資料、さらには現地表面、地形図などの多様な資料と分析手法を、領域研究の視座と対応する形で、いかに位置づけていくかという方法論やそれに関わる認識論についての議論もほとんど為されてこなかった。そこで第1章では、古代・中世日本を対象とした歴史地理学的研究の可能性を、領域の形成というテーマを歴史地理学の課題として定立し、それに沿った具体的な研究対象時期と論究課題を設定することを試みた。

その結果、既往研究の問題点の一つとして、村落や生活空間、行政域それぞれとその相互関係について、資料の残存状況から比較的捉えやすい近世段階で抽出したモデルや概念が、資料的制約から実質的な側面と形式的な側面とを弁別することが困難な古代中世期に援用される形で議論が進められてきたこと、またそのことを遠因として、古代中世期の領域について、実質的な側面を強調する解釈と、形式的な側面を強調する見解とが対立的に存在してきたことが明らかになった。

そこで、本論では、現存している資料の性格を踏まえ、出来る限り、領域を政治的編成の産物として捉えること、同時に、政治的な資料から抽出される領域の議論を行う際、文書と接点を持たない口頭の世界、文書行政との補完的關係を前提にした口頭伝達の世界、文書が絶対的な効力を有する世界など、多様なレベルの様々な態様の存在が指摘されている状況に立脚して、文字資料から窺い知られる空間認識が有する限界や、領域を単位とするアイデンティティの言説の戦略的形成という観点からも照射を行うことを課題として設定した。

これを踏まえて、まず、第2章では、律令制の動揺に伴う8・9世紀伊勢神郡の再編成の過程を、サック(Sack)の領域性概念を使用して論じた。具体的には(1)神郡における人間の編成の問題、(2)神郡領域を囲む境界である神堺の実体、神堺において明確な形をとって現れる排除意識の検討、神堺に強く現れる規制の形成の歴史的把握、(3)以上を基礎とした帰属意識の創出という領域性の戦略的使用がなされた可能性の想定、という3点から、領域性という空間の論理が社会を形づけている有り様と社会の構造が空間を規定する有り様の接続を論じた。この8～9世紀の変化は必ずしも景観や形態に反映される変化ではなかったが、明らかに領域の枠組みや性質等が大きな役割を果たしていた。従来の景観や形態の分析を経由した歴史地理学的分析によっても、このような領域の再編成過程やそこに働いていた機能は捉えることはできなかった。このような状況に対し筆者は、境界の比定や考証作業に、伝統的な歴史地理学的手法を採用しつつ、社会科学的な分析概念を導入して議論を行い、観念的な境界をめぐる言説の分析から、情動的な領域形成と帰属意識の創出にまで議論を及ぼすことを試みた。

そして、11世紀中葉の領域型荘園の成立に伴って想定されているイデオロギーを随伴する支配は、必ずしも11世紀の荘園制領域支配において出現した事象ではなく、むしろ、有力神社を中核とした領域編成という点から見れば、本章の延長上に荘園制領域支配の一つの特徴が見える可能性を示したと言える。

続いて第3章では、従来、東大寺や興福寺等の奈良町地区を除いて直ちに水田化したと理解されてきた、平城京から奈良への転換が、具体的にどのような空間の様相を伴いつつ進行したのか、水田化を押し進める主体背景はいかなるものであったのかということについて、(1)人間活動の営為を示すと考えられる、土地利用の転換過程、家屋立地の変化や道路の存続状況等の空間利用の変化のプロセス、(2)それに対応した政治的な空間編成を示すと考えられる領域編成形態の態様の抽出、(3)編成の背景となった領域をめぐる支配の推移との連関構造、空間支配の歴史的展開への位置付け、という三段階からなる検討を試みた。

その結果、旧平城京城は、9世紀半ばまでは、かつての京城としての性格によって、その領域構造が大きく規定されていたこと、水田化は一気に進んだのではなく、家地から畠地への転換、そして畠地から水田への転換という二つのステップを経てなされたこと、家地や道路の存続とも相まって、水田化以外の旺盛な経済活動の継続状況が見て取れること、平安中期以降の平城京城における領域編成においては多様な方向性を持った動きが荘園制的な空間秩序への転換を押し進めており、興福寺や東大寺を初めとする南都寺院が、かつての都城の空間的枠組みを完全に解体せしめる方向へと進む方向もその一つとして捉えられることなどが明らかになった。

このような検討は、平城京が廃都後、すぐに水田化したという通説に対する批判としての意義のほか、寺辺という場所における領域形成の進展をインテンシブに論じた本章の考察は、前章とは空間スケールを異にするものの、寺院という精神的結節点を核とした領域形成についての検討としての意義を併せ持っていた。

第2章及び第3章で検討したような寺社を核とした領域形成においては、寺社の聖性を拡大した領域の静謐性の保持がしばしば領域の排他的支配における主張の根拠として現れている。これは、宗教的な側面と領域支配との連関構造について一定の見通しを示す本論の考察結果が、今後収束していく方向性の一つを示していると考えられる。

ついで、第4章では、認識という側面に重点をおいて、土地管理システムの変遷、領域構造の変化、人々の空間認識の様式変化という3つの位相の関係を、マクロレベルから捉えるべく、大和国の売券・処分状などの証文類の筆記構造に対して統計的な処理を加えた。その結果、四至、条里呼称法、小地名といった空間表現の各要素の時間的変化についての議論に加えて、空間表現の変化が、律令的なシステムを反映した認識構造から、荘園公領のシステムや表現者にとって身近な存在である小字地名などを重視した空間認識への変化と対応して起こっており、さらには当該期における文書の社会的受容過程と文書表現上の認識空間の緊縮、さらにはその背景としての荘園等の領域単位を基盤とした帰属意識の形成とも関連していたことを解明した。

本章の分析は、表現者の認識構造を、その表現がなされた際の状況との関わりのもと捉える試みであり、現存する証文類という史料の限界により、一定の限界をもっている。しかしながら、その限界こそが、文書の浸透、文字化の受容と関わりを持つ東大寺等の、奈良に所在した有力寺院を核とした社会的ネットワークの存在を示しており、大和の各地と奈良とを往來する様々な階層の人々の存在を浮かび上がらせることになった。

さらに、大和の売券類が、その大半が冬から春、遅くとも初夏に集中して作成されている事実、また、売券の内には、奈良という場において取引がなされたと推測されるものが多数存在することについても同時に指摘したが、これは、戸田芳美が指摘したような、情報交換等の恒常的な場の一つをとらえ得る可能性を示唆している。

そして、第5章では、よりインテンシブに一つの領域表示システムの変化を捉えるべく、荘園の境域を示すものとして広く知られている勝示を取り上げて、その変遷段階とそれに対応した機能のありようから、11世紀から12世紀ごろに想定される、集落、人間、山野河海を包括して、領域的に支配する荘園類型である領域型荘園の成立を見通す作業を行った。その結果、まず勝示の機能について、(1)文字による布告の立札、(2)領域境界の標識、の2つの側面が存在し、告知としての勝示を前提として、延暦期ごろに領域境界表示としての標や柱が勝示に引き継がれ、勝示の(2)の機能が確立したと推測される。これは同時に、標や柱といった習俗的な色彩を負った領域境界表示と、文字による土地管理システムが、勝示という具体的形態のもと、接点をもつ契機となったと推測される。

律令期においては、標や柱が、山野や神社といった空間と結びつく傾向があったように、(2)の勝示も、山野において、四

至の記録と相まって、具体的な領域境界の表示という管理システムの一環に位置づけられていた。これは平地の土地における田図による把握とは別個の土地管理システムの体系となっていた。すなわち、平野部の土地管理システムの系譜を引く、検注帳などで利用される条里呼称法と、山野における勝示は、それまでは土地利用の違いによって棲み分けがなされていたが、この段階では、違うレベルの空間管理システムとして機能している。

しかし、11世紀中葉の領域型荘園の成立に際し、山野と平野を包括する際の具体的な領域境界標識として位置付けられ、立券文に位置が記載されるごとく、公的な位置付けを獲得することになった。

このような山野と平野を包括した領域支配は、山野と平野において、四至による領域表示の導入を制度的な前提とし、勝示の可視的な印象と文学社会との接点という特徴を利する形で、さらに広範囲な社会において、展開したと考えられる。換言すれば、文書主義の原理に基づいた律令支配を、具体的な形態を伴った形で、在地社会に対して、意識させるものとして勝示は荘園制の表舞台に登場したと考えられる。

以上、本論では、冒頭に掲げた課題に対し、幾つかの方向からの実証的な現象の検討から、接近を試みたものであり、全面的かつ網羅的な分析とは必ずしもなっていないものの、より本源的な問いかけとも言える、なぜ領域や地域が形成されるのか、領域とは何かという問題について、見通しの糸口を示すものであったと総括できよう。

刀禰や土地領有の保証といった論点、領域化が必然的にもたらす領域内部と外部という空間の分化と結びつきの深い、領域を単位とした特権と差別の問題、他フィールドでのこれらの検証、さらには東アジア世界、現代社会における領域形成の議論への接合を目的とした理論化ないし原理の抽出、実態の詳細把握といった課題に対して、今後、本論文で得た、歴史地理学の視点と実証研究の結果から、具体的に論究可能な課題をさらに設定・解明していく作業が今後の課題となろう。

論文審査の結果の要旨

本論文は、地域や領域の形成について、領域性概念を援用しつつ、日本古代・中世を対象として歴史地理学的な研究を展開したものである。目的・課題を述べた序章と、総括・展望を記した終章のほか、計5章からなる。

第1章では研究史を整理し、本論文の課題と視角の設定を行っている。そこではまず、歴史的地域ないし歴史的領域をめぐる既往の研究において、過度に現代社会との接点が意識され、また村落・生活空間・行政単位のそれぞれと、それらの相互関係について、近世段階で抽出されたモデルや概念が古代・中世に援用される形の議論が多かったことを指摘し、それが資料的制約から領域の実質的側面と形式的側面の弁別が困難であった古代・中世について、いずれかの側面を強調する見解の対立の要因となっていたとする。そこで論者は、古代・中世の領域にかかわる資料の性格から、それが不可避免的に政治的編成に由来する表現であることを踏まえ、文書行政ないし文書に規定される世界のほかに、それと補完的關係を有する口頭伝達の世界など多様なレベルの様態を視野に含めて、文書史料から抽出し得る空間認識の限界や、領域を単位とした「地域意識」とでも呼び得る言説の戦略的な形成過程などにも、分析の射程を拡大すべきことを主張している。

この分析視角の設定に対応し、まず第2章では、律令制下の郡制の動揺に伴う、8・9世紀の伊勢神郡の再編成過程を検討する。サックSack, R.D.が整理した領域性概念を適用し、神郡における人間の編成、神郡を囲む神堺の位置と実体、神堺内から排除される対象や規制の形成過程、それらを基礎とした帰属意識の戦略的な創出の可能性などを検討して、領域性という空間の論理が社会を形作っている様態と、逆に社会の構造が空間を規定・形成する様態との接続を論じている。論者は、境界の位置比定や考証作業に伝統的な歴史地理学の手法を援用しつつ、新たに社会科学的分析概念を導入して議論を整理・再編成し、概念的な言説の分析をも加えて、神宮を中核とした戦略的な領域形成の過程と帰属意識の創出にまで視野を広げる。

策3章では、廃都後の平城京城の変遷とそこにおける領域形成について論じている。寺院の分布と存続時期、文書資料と発掘資料による農業的土地利用や家地・建物の分布や表記法、道路の存続状況などの分析を通して、次のような結果を得ている。旧平城京城の領域構造は、9世紀半ばまで旧京城としての性格に規定されていたこと、家地から畠地へまず転換し、次いで水田化が進むという二段階の土地利用変遷が一般的であったこと、一方で家地や道路が存続している部分もあって都市的経済活動の継続状況が確認されること、平安中期以降では多様な方向性を持った動きが荘園制的空間秩序への転換を推進しており、南都寺院がやがて新たな空間的枠組みを創出しつつあったこと、などである。廃都後すぐに水田化したとする

通説を訂正することはもとより、変遷のプロセスを明示し、領域形成における旧京城の規制と、南都寺院を核とした新たな動向の抽出を行っている。

第4章では一転して、売券・処分状などの土地証書類の表記構造を分析対象とする。大和国の証書類における四至・条里呼称法・小地名などの空間表現の時間的変遷と、地域的特性について計量的な分析を加え、土地管理システムの変遷、領域構造の変化、空間認識の変化への接近を試みている。空間表現の変化が、律令的なシステムを反映した認識構造から、荘園公領制的なシステムないし、表記主体にとって身近な小字地名などを重視した認識構造への変化と対応していたことを指摘し、これが、文書表現上の認識空間の緊縮と領域単位を基盤とした帰属意識の形成とも関連すると論じる。現存の土地証書類という史料上の制約はあるものの、これ自体が、文書の浸透・受容と、その核となった東大寺等をめぐる社会的ネットワークの反映にもつながっていることを主張する。本章は、この対象について計量的分析を導入した最初の試みでもある。

第5章では、11・12世紀ごろから荘園の境域を示す機能を顕現する榜示を取りあげる。榜示には、文学による布告の立札と領域境界の標識としての2つの機能があり、前者を基礎とし、延暦期ごろに標や柱の機能を引き継ぐ形で後者の機能を有するに至ったとする。これは、習俗的色彩を負った領域境界表示と、文字による土地管理・表示の一本化の一つの兆しであり、律令制下において、平地の田図による把握とは別の土地管理システムとなっていた山野について、両者を包摂する領域型荘園の成立に関わる領域境界標識としての役割を果たすものでもあったとする。ここでは、文書主義的原理に基づいた律令的土地支配を、在地社会に明示し、意識させるものとして榜示を位置づけている。

論者による以上のような研究は、いくつかの点で重要な意義を有している。歴史地理学においても、隣接分野においても正面から論じられることの少なかった、古代・中世の郡レベルないしその下位のレベルの領域を正面に据えた研究であり、多くの点において論点を前進させたことをまず評価すべきであろう。また、英語圏で整理された領域性概念を分析の軸としていることにより、議論の明確化がはかられていることも要因の一つである。これは同時に一連の議論が広範な比較研究の可能性を内包していることも示している。さらに本論は、その研究対象における計量分析の最初の導入例であり、分析手法の確立ないし分析の可能性の拡大という点でも意義がある。このような幾つかの新しい論点と試みのために、検討対象となった事例や資料について、新たな可能性を呈示していることも本論の特徴である。

しかしながら、これで議論の全てが完了した訳でないことは言うまでもない。論者自身が指摘し、続くべき具体的課題を設定しているように、本論文が、その問いかけ自体に対応する網羅的分析となっていないことはもとより、取り上げられた事例においても、なお論点に沿った分析を深化すべき余地が散見される。ただ、これらは論者自身が今後展開すべき研究対象であり、本論はむしろ、その可能性を明示した点においてもすぐれた研究段階を示していることになる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1999年2月9日、調査委員3名と専門委員1名が、論文内容とそれに関連した事柄らについて口頭試問を行った結果、合格と認めた。